

矯正施設における物品販売等の運営事業（第4期）に係る公募に対する質問及び回答

No.	該当書類	書類の区分	ページ	行目	質問	回答
1	仕様書	本文	2	27	<p>仕様書（案）からの変更理由について。仕様書（案）に記載のあった以下の文言が、本仕様では削除されております。その目的や理由等をご教示願います。</p> <p>「なお、事業者は、業務履行期間中にやむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ法務省矯正局（以下「矯正局」という。）の承諾を得なければならない。」</p>	<p>総括協定書（案）の内容と重複するためです。</p> <p>なお、本事業の実施者の決定に当たって、安定的な事業運営が可能であるかどうかが重視されることにより変わりありません。</p>
2	仕様書	本文	3	20	<p>「全国統一取扱物品のうち嗜好品リスト」について。物品のほうは別紙4にございますが、同様の嗜好品リストがあるものと理解しております。現状の一例を、ご教示願います。</p>	<p>公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。</p>
3	仕様書	本文	5	25	<p>銀行振込手数料の上限設定、あるいは負担減となる方法について。「仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答No. 28」においては“検討する”とのご回答でした。また、先の公募説明会においても“各施設と交渉中”とのことでした。</p> <p>本項目は「今後5年間、本仕様に基づき物理的かつ安定的な運営を可能とするシステム・体制」をご提案するにあたり、基本的なシステム設計に大きな影響があると考えております。</p> <p>国側の対応として、現在の方法からどのような変更をお考えなのか、具体的に、あるいは詳細なご検討内容を共有・ご教示願います。</p>	<p>御懸念の点につきましては、各矯正施設と交渉しているものではなく、当省内で調整中です。また、現時点では、他省庁との調整・了解が必要な方法の採用を想定しているところ、その調整が完了しておりませんので、確定的に回答することは困難です。</p> <p>なお、公募説明会の際にも申し上げたとおり、振込手数料の掛からない方法を引き続き検討してまいります。同手数料が必要となった場合には、販売商品の価格への転嫁について御検討ください。</p>
4	仕様書	本文	5	25	<p>CAPIC製品を取り扱う検討をするにあたり、手数料のせて販売することは問題ないでしょうか？また、配送含めCAPIC側で対応可能でしょうか？</p>	<p>前段について、本事業については国からの支弁は一切想定していないため、それぞれの物品について、事務コストの負担を踏まえた価格設定にして差し支えありません。</p> <p>なお、個々の商品における販売価格の設定方法を規律するものではありませんが、商品の価格については、可能な限り低廉となるよう努め、同一品又は類似品の市場価格から大きくかい離れた金額とならないことを求めます。</p> <p>後段について、個別のサプライヤーの対応の可否については国として承知していません。</p>
5	仕様書	本文	6	13	<p>まとめて注文処理をされる職員の方の利用PCのOS、ブラウザバージョンを教えてください。もしくはサポートすべきバージョンなど）</p> <p>インターネットについて接続可能という認識で問題ないでしょうか？</p>	<p>OSは原則としてWindowsであり、ブラウザの種類は各矯正施設によって多少の差異が想定されますが、Microsoft Edge、Google Chromeなど一般的なものが想定されます。サポートすべきバージョンについては今後の協議によります。</p> <p>後段のインターネット接続については貴見のとおりです。</p>
6	仕様書	本文	7	8	<p>「なお、閲覧を許さないとされた書籍等については、そのことをもって直ちに事業者へ返品されることはない」について。「直ちに返品されることはない」という表現はあいまいなため、具体的な要件をご記載あるいはご教示願います。</p> <p>「今後5年間、本仕様に基づき物理的かつ安定的な運営を可能とするシステム・体制」をご提案するにあたり、現状を把握したく、直近の具体的な返品に要する期間・件数・金額の状況をご教示願います。</p>	<p>閲覧不許可とされた書籍等は、被収容者本人が居室内で所持できない一方で、当該被収容者が所有権を有する書籍であることには変わりないため、各矯正施設において国側が管理する物品（領置品）となり、事業者へ返品されることはありません。</p> <p>なお、「直ちに」以下の文言については、落丁等による返品を想定しているもので、事業者が責任のない返品等を想定しているものではありません。</p> <p>また、返品について、現在は各施設と事業者で個々に調整しているものであり、対応状況も様々であるため、網羅的にお示しすることは考えておりません。なお、返品のルールについては事業者の提案の範囲内で、矯正局と事業者での協議により決定することを想定しています。</p>

7	仕様書	本文	7	19	<p>購入数量の制限は1回の決済の中での差し入れ人単位での制御の想定でよいでしょうか？（受取人単位での制御は難しいため）</p>	<p>購入数量や購入金額の制限は施設ごとに異なり、急な変更もあり得るため、システム上で対応することは想定しておりません。 なお、購入の際に数量や金額が異常値となった場合には、警告画面が表示される運用は考えられます。</p>
8	仕様書	本文	7	19	<p>差し入れ人は、どのように宛先指定を行うのでしょうか？（ECシステム上の何か考慮が必要か？）</p> <p>施設の住所+収容者の名前でのよいでしょうか？</p>	<p>原則として、各施設の住所、名称及び被収容者の氏名となります。</p>
9	仕様書	本文	7	28	<p>事業者は、差入人が容易に購入・決済できる合理的な方法、と記載があるが、例えば、矯正施設で差入人の本人確認を行った後に、差入人がオンラインで購入手続きをするという方法は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。 なお、具体的な事務については今後の協議によります。</p>
10	仕様書	本文	7	36	<p>「その場合、事業者は、同手続等に必要情報を各矯正施設の長に提供すること。」について、業務システムの根幹に関わるため、具体的に提供すべき項目や詳細をご教示願います。</p> <p>また、差入人が個人情報の提供を拒否し、事業者による代理人名義での差入を希望した場合は、差入を受けない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、現時点では、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第18条第1項各号の定めのとおり、差入人の氏名、生年月日、住所、電話番号並びに交付の相手方である被収容者の氏名及びその者との関係に関する情報（親族、知人等）を想定しています。</p> <p>後段について、差入れの可否については施設側の判断となり、不可の場合の返送事務は施設において行います。それを踏まえた上で、差入人が代理人名義による差入れを求めた場合に受付（販売）するか否かは、事業者の判断となります。</p>
11	仕様書	本文	9	13	<p>引継ぎ期間中に、2つの異なるシステム（現システム及び本公募における新提案システム）が存在することになりますが、新事業者は業務引継ぎ期間において、どのような形で、提案した新システムのプレ運用が可能となる見込みでしょうか。</p> <p>今回は仕様が大きく変化しております。 2026年4月1日から混乱なく事業を開始させるためには、提案された新システムがどの事業者のどのような形であれ、テスト運用を十分な期間・時間をかけて実施して臨まなければ、本運用開始時に間に合わない、あるいは混乱を生じる可能性が予想されます。</p> <p>新提案システムの十分なプレ運用（テスト開始後の継続的改善等も含む）を実施するため、具体的にはどのような対応で2つの異なるシステムを209日間、並行して現場で運用しながら、引継ぐ事を想定されておりますでしょうか。</p> <p>本質問は事業者側の視点のみならず、異なる2つのシステムにおいては、「国職員側も、業務手順の変更・被収容者への説明のための新たな知識の習得等、『一時的な業務の増加』といえる作業が必須として求められる」事が予定されることを内包しております。</p> <p>国、2事業者（システム）の計3者が協力し、新たなシステムへと移行できるよう、具体的なお考えを共有いただけますようお願いいたします。</p>	<p>次期事業実施者の決定後、試行運用を実施するか否かや、どのようなタイムスケジュールでどういった規模で行うかは企画提案書記載事項2「安定的な業務運営に資する事業移行及びリスク管理に係る提案」の内容となり、例えば、3月1日から試行運用を開始する、ということも想定されますが、提案内容を踏まえた具体的な対応については、協議によります。</p> <p>なお、御指摘の一時的な業務の増加はやむを得ないと考えますが、新システムについて、よりスムーズに職員が知識習得できる方法につきましても、御提案に含めていただけると幸いです。</p>

12	仕様書	本文	10	13	<p>「『一部の被収容者の物品の授受の制限』と本事業受託者の対応」について。特に、未決拘禁者に対する差入については、刑事訴訟法の規定により物品授受の制限等があるものと承知しております。</p> <p>そのため、事情を理解せずに差入人等が物品を送付するケースあるいは、逆に被収容者自身が受け取りたくない差入や嫌がらせの差入等々、多くの事例を想像します。</p> <p>上記のように、何らかの理由で被収容者が受け取れない（受け取りたくない）ケースでは、購入費用を誰が負担するのかと考えた場合、（本事業を通じた差入では）納品後に物品が、『納品した側＝本事業受託者（差入の場合は、最終的に差入人）』に返品される場合もあるかと存じます。（※）</p> <p>（※）通常の商取引においても、いわゆる「受取拒否」は発生しており、その際の対応方法、返品の際の手数料負担等、あらかじめ設定がされております）</p> <p>こういった観点から、直近3か年程度の、「返品件数・金額、あるいは状況のわかる資料等」を、ご提示願います。</p> <p>本質問は、「仕様書（案）に関する意見・質問書等に対する回答No.68および69」において、提供予定なしと回答を頂いておりますが、「今後5年間、本仕様に基づき物理的かつ安定的な運営を可能とするシステム・体制」をご提案するにあたり、検討に必要な情報として再質問するものでありますので、ご教示願います。</p>	<p>被収容者が差入品を受領しない御懸念のケースについては、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑収法」という。）に基づき処理することとなりますが、刑事訴訟法による接見禁止決定等がある場合には、刑収法第46条第1項第3号により、被収容者が受取を拒否する場合には、刑収法第46条第7項により、それぞれ国が差入人に対して引取りを求める、という処理を行うこととなります。この場合、差入品の購入費用は差入人負担であり、引取りのため国が差入人に対し、直接返品する場合、原則として着払いにより送付する取扱いとされています。いずれにしても、この手続は国と差入人の間で実施するものであり、事業者が関与することはありません。</p> <p>なお、当該差入れが「嫌がらせか否か」という差入人の主観により差入の許可・不許可を判断する、ということはありません。</p> <p>最後に、直近3か年程度の返品件数・金額、あるいは状況のわかる資料等については、上記のとおり事業者に関連しない事務となるため、お示しする予定はありません。</p>
13	仕様書	別紙5	2	<p>被収容者の申込みにおいて「マークシート・願箋」とありますが、自弁物品同様、書籍においても全国統一書籍リストを作成し、その中からマークシートで選択されるということを想定したフローでしょうか。</p> <p>またリストを作成しない場合、願箋から国職員の方がwebサイトにログインしてデータをインポートする等を想像しますが、インポートしきれないデータは一定数出てくることは想定されます。</p> <p>その場合、国職員の方が1冊1冊書籍名等を入力頂く必要があらうかと思いますが、全注文数のうち何%程度であれば入力対応可能と想定されておりますでしょうか。（文字を認識・入力する作業を、現場の各施設では何名程の職員が、何時間程、対応可能と想定されておりますでしょうか）</p> <p>合理的な発注方法のご提案にあたり、全国統一書籍リストの作成有無、およびwebサイトの設計に必要な項目となりますので、ご教示ください。</p>	<p>書籍については、被収容者が直接書籍名等を記載して購入しており、マークシートを利用することは想定しておりません。また、商品点数や新刊が随時刊行されていることから、全国統一リストを作成することは困難と思われるます。</p> <p>なお、別紙5の記載はあくまで例示であり、書籍等の発注方法については合理的な発注方法を提案いただければと思います。国職員の業務負担については事業者において積算の上、可能な範囲で国職員の負担軽減に資する提案を期待します。</p>	
14	仕様書	別紙5	2	<p>「閲覧不許可となった場合についてですが、その後に返品される等、事業者側に関わってくる一切の内容」について。現状において、拘置所あるいは拘置支所等で、納品後に出所等となった場合に当該書籍はどのような処理をされているのか、直近の具体的な状況（フロー・件数・金額）をご教示願います。無論、今後はご提案となりますが、現状を理解することはシステム設計において重要かつ必要です。</p> <p>この項目は、物理的に発生しうる全てのケースをお示しいただけないと、ご提案の根幹となるシステム構築において大きな乖離が生じてまいります。スケジュールが非常にタイトであり可能な限りの情報が必要です。どうぞご理解のうえ、ご回答を賜りたく存じます。</p>	<p>現状、主に拘置所（支所を含む）において、書籍等の納品の直前や納品後に当該物品の所有者である被収容者が急きょ出所する事態は想定されますが、次期事業においてはいずれの場合も事業者に代金を支払う運用とすることを想定していますので、現在の状況に関する資料等をお示しする予定はありません。</p>	
15	仕様書	別紙5	3	<p>差し入れ商品について現状どのようにチェックしてますでしょうか。</p>	<p>現状の差入品の検査体制については、保安警備上の理由からお示しすることはできません。仕様書別紙5「業務フロー図」3差入品の販売（例1・差入品購入用Webサイト構築の例）及び4差入品の販売（例2・差入人注文専用端末作成の例）を御参照ください。</p> <p>なお、具体的な内容は協議によりますが、可能な範囲で差入人及び国職員の負担軽減に資する合理的な方法を提案いただければと思います。</p>	

16	総括協定書	本文	4	16	再委託を複数事業者に実施予定です。再委託にあたっての特定条件などございますでしょうか。	業務の全部を一括して第三者に委託することや、業務の大部分又は主要な部分を正当な理由なく第三者に委託することは、業務の効率性が損なわれるおそれがあることから原則として不適切と考えますが、業務の主要な部分を応募者において履行し、業務の一部を再委託することを一律に妨げるものではありません。
17	その他	その他			被収容者、並びに差入人一人当たりの購入平均単価、一人当たりの販売平均点数、全体での注文総件数の情報を開示いただけますでしょうか。理由として、配送費を算出するための参考値が必要となります。	公募への参入意思を確認するための応募申込をいただいた事業者の方に対し、申込み後速やかに、可能な範囲でお示しすることを予定しています。